中部運転免許センター建設整備事業

実施 方針

平成17年1月17日

静岡県

<u>目 次</u>

1		中	部道	[転免許センター建設整備事業の理念 (「富国有徳」の理	里念	š))	•	•	•	•		1
2		4	寺定	事業の選定に関する事項	•	•	•	•	•	•	•		2
	2	-	1	事業内容に関する事項	•	•	•	•	•	•	•		2
	2	-	2	特定事業の選定方法等に関する事項	•	•	•	•	•	•	•		6
3		艮	間事	事業者の募集及び選定に関する事項	•	•	•	•	•	•	•		8
	3	-	1	民間事業者選定に関する基本的な考え方	•	•	•	•	•	•	•		8
	3	-	2	選定の手順及びスケジュール	•	•	•	•	•	•	•		8
	3	-	3	応募手続き等	•	•	•	•	•	•	•		8
	3	-	4	応募者等の備えるべき参加資格条件	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	3	-	5	提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	3	-	6	提出書類の取扱い	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	3	-	7	特別目的会社の設立等	•	•	•	•	•	•	•	1	6
4		Ρ	FΙ	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の	確	保	に	関	す	る	事	項	į
					•	•	•	•	•	•	•	1	8
	4	-	1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	4	-	2	提供されるサービス水準	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	4	-	3	PFI事業者の責任の履行に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	4	-	4	県による事業の実施状況の監視	•	•	•	•	•	•	•	1	ç
5		公	共旅	取設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	5	-	1	施設の立地条件	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	5	-	2	施設概要・施設規模	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	5	-	3	土地の取得に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	2	2
6		事	業計	†画または協定の解釈について疑義が生じた場合におけ	る	措	置	に	関	す	る	事	Į
					•		•	•	•	•	•	2	2
7		事	業σ)継続が困難となった場合における措置に関する事項		•	•	•	•	•	•	2	3
	7	-	1	本事業の継続に関する基本的な考え方	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	7	-	2	本事業の継続が困難となった場合の措置		•	•	•	•	•	•	2	3
	7	-	3	金融機関(融資団)と県との協議	•	•	•	•	•	•	•	2	3
8		法	制上	- 及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関	す	る	事	項		•	•	2	4
	8	-	1	法制上及び税制上の措置に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	8	-	2	財政上及び金融上の支援に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	8	-	3	その他の支援に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	2	4
9		そ	· の他	2. 対象を表現である。 おおり はおり ない ままる はい はい はい はい はい はい はい は	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	9	-	1	議会の議決	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	q	_	2	情報公開及75情報提供								2	_

9	- 3 本事業において使用する言語等	• • • • • • 2 5
9	- 4 応募に伴う費用負担	• • • • • • 2 5
9	- 5 実施方針に関する問い合わせ先	• • • • • • 2 5
	中部地区における運転免許業務の問題点	・・・・・資料1
•	総合案内業務の概要	・・・・・資料 2
•	リスク分担表(案)	・・・・・資料3
•	位置図	・・・・・資料4
•	案内図	・・・・・資料 5
•	敷地現況図	・・・・・資料 6
•	整備対象施設表	・・・・・資料7
•	中部運転免許センター建設整備事業に求めるもの	・・・・・資料8
•	中部運転免許センター整備工程 第1案	・・・・・・資料 9 - 1
•	中部運転免許センター整備工程 第2案	・・・・・・資料 9 - 2
•	各運転免許センターの施設比較	・・・・・表 - 1
	各運転免許センターの実施業務比較	・・・・・表 - 2
	中部地区の行政処分施設の現状	・・・・・表 - 3
•	運転免許関係業務組織図(現状)	・・・・・表 - 4
•	実施方針に関する説明会参加申込書	・・・・・様式1
•	実施方針に関する質問書	・・・・・・様式 2
•	実施方針に関する意見・提案書	・・・・・様式3
•	施設見学会参加申込書	・・・・・・様式4

1 中部運転免許センター建設整備事業の理念 (「富国有徳」の理念)

静岡県は、温暖な気候に恵まれ自然環境がよく、また、東京や名古屋など東西の大消費地への交通の要衝であると言う利点を生かし、農業、水産業、林業、工業などさまざまな産業が発達しています。

昭和 39 年 10 月に東海道新幹線、昭和 44 年 5 月に東名高速道路が開通し、田ノ浦港、清水港、御前崎港など陸と海の交通網の発達は、原料や製品の輸送に大きな力となり、静岡県が飛躍する元となっています。現在でも、第 2 東名高速道路や静岡空港の建設が急ピッチで進められているほか、富士山麓の医療健康産業や浜松地域の光技術関連産業など新しい分野の研究開発が産学官の協力で進められています。

静岡県の総合計画「魅力ある"しずおか"2010年戦略プラン」では、基本理念として「富国有徳」の魅力ある地域づくりを揚げています。この基本理念は、美しく豊かで雄大な富士山のように、静岡県が物心ともに豊かな地域であり、豊かさを活かす有徳の士を兼ね備えた魅力ある地域にしようというものです。「富国有徳」の理念をスローガンに、「環境」「教育(人づくり)」「健康」「交流」の頭文字を取った「4K立県」を目指しています。現在は明治維新や戦後の復興期にも匹敵する大変革の時代であり、県は今、「富国有徳」の理念のもと、既成の概念にとらわれず、問題意識を持って大胆に改革に取り組んでいます。この行政改革の一環としてPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき進められる事業、以下同じ。)方式を導入しての施設の整備も進めております。

静岡県広報誌「大好き SHIZUOKA」、「県政のしおり 2004」参照

この様な取り組みを背景に、静岡県は、今回、中部運転免許センター建設整備事業(以下「本事業」といいます。)を進めるに当たり、民間の優れた技術的・経営的ノウハウが遺憾なく発揮できるPFI方式の導入を検討しています。

2 特定事業の選定に関する事項

2-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

中部運転免許センター建設整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称 静岡県警察中部運転免許センター

(3) 公共施設等の管理者の名称 静岡県知事 石川 嘉延

(4) 事業目的

静岡県(以下「県」といいます。)は、東部・中部・西部の各地区に運転免許行政の拠点 施設として運転免許センターを設置しています。

これら3つの運転免許センターのうち、西部運転免許センター及び東部運転免許センターは、平成5年以後の比較的近年に新設整備されたため、時代に即した近代的な運転免許センターとして運営されています。一方、中部運転免許センター(以下「中部免許センター」といいます。)は、開設後30年以上が経過し、施設の老朽化が著しくかつ運転免許センターとしての施設規模が不十分であり、一部業務が実施できず、また、機能が静岡市内に分散しているなどの問題を抱えています。このため中部地区は、東部・西部地区と比較し運転免許行政における県民サービスに格差が生じています。(「中部地区における運転免許業務の問題点」(資料1)参照)

このことから、県民サービスの地域格差を早期に是正し、運転免許業務の効率性を高め、 県における運転免許行政のメインセンターとしての役割を担う施設として現在地に再整備 することを本事業の目的としています。

(5) 事業範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)(以下「PFI法」といいます。)に基づき、県と事業契約を締結し当 該特定事業を実施する事業者(以下「選定事業者」といいます。)が、中部免許センターの 設計業務、建設業務及び維持管理業務等を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲については、要求水準書で改めて詳細を示しますが、その概要は、 次のとおりです。

ア 施設の設計業務及び建設業務

- (ア) 施設整備に係る設計業務(基本設計及び実施設計)及びその関連業務
- (イ) 施設整備に係る建設業務及びその関連業務

- (ウ) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請(都市計画法上の開発行為の許可申請を含みます。)等の業務
- (I) 工事監理業務
- (オ) 近隣対応・対策
- (加) 電波障害調査・対策 など

なお、什器備品等の調達・設置にかかる業務は、原則として本事業の対象外としますが、 食堂・売店の厨房機器、調理器具、食卓、商品棚、食券発券機等(以下「厨房機器等」と いいます。)及び学科試験室などに設置する黒板・棚等の一部の家具類については、特定事 業者が調達・設置業務を行うこととします。

イ 施設の所有権移転業務

選定事業者は、施設の建設工事完了後、その所有権を県に移転するものとします。

ウ 施設の維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務(点検、保守、大規模修繕その他一切の維持管理業務を含みます。)
- (イ) 設備維持管理業務(設備運転及び監視、点検、保守、大規模修繕その他一切の維持管理業務を含みます。ただし、什器備品等に関する維持管理業務は、原則として本事業の対象外とします。)
- (ウ) 植栽外構等維持管理業務
- (I) 環境衛生管理・清掃業務 など

なお、工 運営業務に示す食堂、売店、自動販売機及び各種証明用無人写真撮影機以外の施設の光熱水費は、県が実費を負担します(施設の引渡し前までは事業者の負担とします。)が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とする予定です。

工 運営業務

- (ア) 総合案内業務(サービス購入型、「総合案内業務の概要」(資料2)参照)
- (イ) 食堂及び売店の運営業務(独立採算型)
- (ウ) 自動販売機による飲食物及び物品の販売業務(独立採算型)
- (I) 各種証明用無人写真撮影機の設置業務 (独立採算型)

オ 既存施設の解体業務

既存施設(中部免許センター、旧静岡県立厚生保育専門学校)の解体処分

(6) 選定事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理業務等を行う方式(BTO(Build, Transfer, Operate)方式)とします。

(7) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

ア 施設の設計業務、建設業務、維持管理業務及び総合案内業務等に係るもの

県は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計業務、建設業務、 所有権移転業務及び解体業務に係る費用については、事業期間中、県と選定事業者との 間で締結する事業契約書(以下「事業契約書」といいます。)に定める額を選定事業者に 支払います。また、施設の維持管理業務及び総合案内業務に係る費用については、事業 期間中、事業契約書の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者に支払 います。

イ 食堂及び売店の運営業務に係るもの

- (ア) 食堂及び売店の運営業務(以下「食堂等運営業務」といいます。)に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。
- (イ) 食堂等運営業務に係る費用(光熱水費を含みます。)については、選定事業者が負担することとします。
- (ウ) 食堂及び売店(以下「食堂等」といいます。)の設置場所は、中部免許センター庁 舎内とします。なお、設置場所の条件等については要求水準書で示す予定です。
- (I) 食堂等運営業務に必要となる厨房機器等は選定事業者が調達・設置し、事業期間終 了時に撤去することとします。
- (オ) 食堂等の施設の使用は、県の行政財産使用許可が必要となりますが、その使用料は無償とする予定です。
- (カ) 食堂等の運営時間は、中部免許センターの開庁時間内とします。
- (キ) 食堂等において提供する飲食物及び物品の価格設定並びに種類は、公共施設における食堂等であることを考慮し、施設の公共性や利用効率及び来場者等の福利厚生の増進に配慮したものとします。

ウ 自動販売機による飲食物及び物品の販売業務

- (ア) 自動販売機による飲食物及び物品の販売(以下「自動販売機運営業務」といいます。) に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。
- (イ) 自動販売機運営業務に係る費用(光熱水費を含みます。)については、選定事業者が 負担することとします。
- (ウ) 自動販売機の設置場所は、中部免許センター庁舎内とします。なお、設置場所の条件等については要求水準書で示す予定です。
- (I) 自動販売機は選定事業者が調達・設置し、事業期間終了時に撤去することとします。
- (オ) 自動販売機の設置には、県の行政財産使用許可が必要となり、その使用料は有償と なる予定です。
- (加) 自動販売機により提供する飲食物及び物品の価格設定並びに種類は、公共施設内に おける販売であることを考慮し、施設の公共性や利用効率及び来場者等の福利厚生の 増進に配慮したものとします。

- エ 各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影・販売業務
 - (ア) 各種証明用無人写真撮影機(以下「無人撮影機」といいます。)を設置しての写真の撮影・販売に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。
 - (イ) 無人撮影機に係る費用(光熱水費を含みます。)については、選定事業者が負担することとします。
 - (ウ) 無人撮影機の設置場所は、中部免許センター庁舎内とします。なお、設置場所の条件等については要求水準書で示す予定です。
 - (I) 無人撮影機は選定事業者が調達・設置し、事業期間終了時に撤去することとします。
 - (オ) 無人撮影機の設置には、県の行政財産使用許可が必要となり、その使用料は有償となる予定です。
 - (加) 無人撮影機の利用料金の設定は、公共施設内に設置されるものであることに配慮したものとします。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成43年3月末日までの25年間を予定しています。ただし、建設工事期間の短縮については、提案を求めることとし、改めて要求 水準書等で詳細を示します。

(9) 事業のスケジュール(予定)

仮契約の締結 平成17年12月

事業契約の締結(本契約) 平成18年3月

施設の設計及び旧静岡県厚生保育専門学校校舎解体 平成18年4月~平成19年3月

コース工事及び外構工事平成19年4月~平成23年3月新庁舎建設平成20年4月~平成22年1月

施設の引渡し及び所有権移転期限 平成22年1月末日

新庁舎での業務開始準備 平成22年2月~平成22年4月

新庁舎での業務 平成22年5月~平成43年3月(21年間)

既存施設の解体 平成22年5月~平成23年3月

維持管理等 平成22年5月~平成43年3月<u>(21年間)</u>

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施にあたっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号)(以下「基本方針」といいます。)のほか、次に掲げる関連の各種法令に基づくこととします。

- · 建築基準法
- · 都市計画法
- ・ 河川法
- ・ 道路法
- ・ 消防法

- · 下水道法
- ・ 水道法
- · 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- · 大気汚染防止法
- · 騒音規制法
- 振動規制法
- ・ 高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進にかかる法律
- ・ 建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- · 静岡県建築基準条例
- ・ 静岡県構造指針における割増し基準
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 防犯のまちづくり条例
- ・ 各種の建築関係資格法、業法、労働関係法
- · 静岡市都市景観条例
- ・ 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に係る条例
- · 静岡市屋外広告物条例
- ・ 運転免許技能試験実施基準の制定について(警察庁丙運発第19号平成14年5月 13日警察庁交通局長通達)
- ・ その他の関連法規、県条例、静岡市条例

2 - 2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定に当たっての考え方

県は、PFI法、基本方針及びVFM (Value For Money)に関するガイドライン(平成 13年7月27日)などを踏まえ、県自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定します。

選定基準は次のとおりです。

- ア 本事業にかかる施設の設計、建設及び維持管理等が同一水準にある場合において、県の 財政負担の縮減が期待できること。
- イ 県の財政負担が同一水準にある場合において、本事業にかかる施設の設計、建設及び維持管理等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断をします。 ア PFI法に基づく事業(以下「PFI事業」といいます。)として実施することの定性

的評価

- イ 民間事業者に移転されるリスクの検討
- ウ コスト算出による定量的評価
- エ 上記ア~ウを見込んだVFMの検討による総合的評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、静岡県警察ホームページで速やかに公表します。

また、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表します。

3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3 - 1 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、設計、建設及び維持管理等の各業務について、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があります。したがって、民間事業者の選定に当たっては、県の負担額に加え、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を総合的に評価することとします。

民間事業者の募集及び選定の方法は、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)によるものとします。なお、本事業はWTO政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)が適用されます。

3-2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

日程(予定)	内容
平成 17 年 1 月 20 日	実施方針に関する質問・意見及び提案の受付
平成 17 年 1 月 21 日	説明会の実施・中部運転免許センター施設見学会
平成 17 年 1 月 24 日	東部運転免許センター施設見学会
平成 17 年 1 月 25 日	実施方針に関する質問・意見及び提案の締め切り
平成 17 年 2 月 7 日	実施方針に関する質問回答公表
平成 17 年 2 月	特定事業の選定及び公表
平成 17 年 2 月	入札説明書 (案)等の公表
平成 17 年 2 月	入札説明書 (案)等に関する質問・意見の受付
平成 17 年 3 月	入札説明書 (案) 等に関する質問回答公表
平成 17 年 4 月	入札公告、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者
	決定基準、サービス購入費の支払いについての考え方、事業
	契約書 (案)等)の公表
平成 17 年 4 月	入札説明書等に関する質問・意見の受付
平成 17 年 5 月	入札説明書等に関する質問回答公表
平成 17 年 5 月	1 次審査書類の受付
平成 17 年 6 月	1 次審査・結果の公表
平成 17 年 8 月	2次審査書類(提案書)の受付
平成 17 年 8 月	2 次審査
平成 17 年 9 月	落札者の選定及び公表

3-3 応募手続き等

(1) 説明会の実施

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業 の内容、募集及び選定に関する事項等について、県の考え方を説明します。なお、説明会 場では、資料を配布しませんので、本実施方針を持参してください。説明会の日時、開催場所及び参加申込み方法等は、次のとおりです。

ア 開催日時

平成 17年1月21日(金)午後1時30分から

イ 開催場所

静岡県警察中部運転免許センター 会議室

ウ 申込方法

開催日時前日までに、参加申込書(様式1)に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- FAX
- 郵送又は持参
- 工 質問回答

説明会においてなされた質問・意見及び当該質問・意見に対する回答は、後日静岡県 警察ホームページで公表します。

オ 申込先及び連絡先

静岡県警察本部交通部運転免許課(中部運転免許センター内)

〒420-0949 静岡県静岡市与一六丁目16番1号

電話 054-272-2221 内線251・252

FAX 054-250-8375

(2) 実施方針に関する質問・意見及び提案の受付並びに質問回答の公表等

実施方針に関する質問・意見及び提案(以下「質問等」といいます。)を次の要領により受け付けます。

- ア 実施方針に関する質問等の受付
 - (ア) 受付期間

平成 17 年 1 月 20 日 (木)~平成 17 年 1 月 25 日 (火)(当日必着)

(イ) 提出方法

質問等の内容を、質問書(様式2)又は意見・提案書(様式3)に記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

郵送又は持参

郵送又は持参の場合は、質問等の内容を記録したフロッピーディスク等の文書 ファイルにより提出することとし、併せて当該文書ファイルの内容を出力した 用紙を提出してください。

e-mail

静岡県警察ホームページ上のメールフォーム

http://www.wbs.ne.jp/cmt/kenkei/mail.htm

を利用してください。ただし、**ファイル添付ができません**ので、前記様式2及び

様式3の項目に添う形で質問等を提出してください。

なお、質問等は、Microsoft Word(Windows 版)の文書形式で作成し、質問1件につき 1メール(枚)として提出してください。また、電話による質問等は受け付けません。

• 提出先

静岡県警察本部交通部運転免許課(中部運転免許センター内)

〒420-0949 静岡県静岡市与一六丁目16番1号

電話 054-272-2221 内線251・252

F A X 0 5 4 - 2 5 0 - 8 3 7 5

e - mail 静岡県警察ホームページ

http://www.wbs.ne.jp/cmt/kenkei/mail.htm

イ 実施方針に関する質問回答の公表

質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、 平成17年2月7日(月)までに、静岡県警察ホームページで公表します。

静岡県警察ホームページアドレス http://www.wbs.ne.jp/cmt/kenkei/

ウ 実施方針に関するヒアリング

県は、提出された質問等のうち、内容を改めて確認する必要があると判断した場合は、 民間事業者に対し直接ヒアリングを実施することがあります。

エ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの質問等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。重要な変更を行った場合には、その内容を静岡県警察ホームページで速やかに公表します。

(3) 施設見学会の実施

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、中部並びに東部運転免許センターの施設見学会を開催する予定です。

施設見学会の日時、集合場所及び参加申込み方法等は、次のとおりです。

ア 開催日時

中部運転免許センター <u>平成 17 年 1 月 21 日 (金) 午前 10 時 30 分から</u> 東部運転免許センター 平成 17 年 1 月 24 日 (月) 午後 1 時 30 分から

イ 集合場所

中部運転免許センター 2階会議室 東部運転免許センター 4階会議室

ウ 申込方法

開催日時前日までに、参加申込書(様式4)に記入の上、次のいずれかの 方法により提出してください。

- ファクシミリ(以下「FAX」といいます。)
- ・ 郵送又は持参

エ 申込先及び連絡先

静岡県警察本部交通部運転免許課(中部運転免許センター内)

〒420-0949 静岡県静岡市与一六丁目16番1号

電話 054-272-2221 内線251・252

FAX 054-250-8375

(4) 特定事業の選定及び公表

県は、自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を静岡県警察ホームページで速やかに公表します。

(5) 入札説明書等の公表

実施方針や入札説明書(案)等に対する質問・意見を受けて、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、サービス購入費の支払いについての考え方及び事業契約書(案)等)を静岡県警察ホームページで公表します。

(6) 入札説明書等に関する質問・意見の受付、質問回答の公表

入札説明書等に関する質問・意見の受付、質問回答公表を行います。具体的な日程等は、 入札説明書で提示します。

(7) 提案書の受付

県は、入札説明書等に基づき、資格審査に必要な書類及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求めます。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、入札説明書で提示します。

(8) 落札者の選定及び公表

民間事業者からの提案を、技術、法務、金融などの専門家、学識経験者及び県職員で構成される「静岡県PFI事業者選定審査会」(以下「審査会」といいます。)において評価します。

県は、審査会の評価を受けて落札者を選定し、審査の結果及び評価を静岡県警察ホームページで公表します。

なお、審査会における審査委員は、次の7名です。

	氏 名	所属等	役職
会長	三橋(良士明)	静岡大学 人文学部	教授
副会長	小谷野 俊夫	静岡県立大学 国際関係学部	教授
委員	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 デザイン学部	教授
委員	水尾 衣里	名城大学 人間学部	助教授
委員	朝比奈 幹夫	静岡県安全運転管理協会	専務理事
委員	橋本嘉一	静岡県	総務部長
委員	岡村 一博	静岡県警察本部	交通部長

3 - 4 応募者等の備えるべき参加資格条件

(1) 応募者の構成等

- ア 本事業の入札に参加する民間事業者(以下「応募者」といいます。)は、設計業務、建設業務、維持管理業務及び事業範囲に含まれる各業務を実施することなどを予定する単体企業(以下「応募企業」といいます。)または複数の企業により構成されるグループ(以下「応募グループ」といいます。)とします。
- イ 応募者が応募グループの場合は、代表企業を定めるものとします。
- ウ 応募企業及び応募グループの構成員は、他の応募グループを構成し若しくは複数の提案を行うことを禁止します。
- エ 応募グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が承諾した場合に限り、構成員の変更及び 追加を認めます。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めません。
- オ 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、または請け負うことを予定している者(以下「協力会社」といいます。)は、 提案書等の提出時において協力会社として明記してください。
- カ 応募グループで申し込む場合には、提案書等の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行ってください。

(2) 応募者等の参加資格要件

本事業の応募者の参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であることが必要です。

- ア 応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の参加資格要件
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと

- (イ) 静岡県知事から静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成元年8月29日付管第324号)に基づく指名停止を受けていないこと
- (ウ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を 受けていないこと
- (I) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること
 - a 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。また、更生手続開始の決定を受けている場合を除きます。)
 - b 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の 申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除きます。)
- (オ) 最近1年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者で ないこと
- (カ) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。
 - ・ 株式会社エイトコンサルタント 岡山市津島京町三丁目 1 21
 - · 株式会社竹下一級建築士事務所 浜松市新橋町 113

関連会社とは、次の者をいいます。

- ・ アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式 を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ・ アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株 式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ・ 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員 を兼ねている者
- (キ) 審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと
- (ク) 静岡県警察本部が所管する公益法人でないこと

イ 各業務に当たる者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たしてください。

- (ア) 設計業務に当たる者
 - a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
 - b 県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
- (イ) 建設業務のうち建築工事に当たる者
 - a 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受け た者であること
 - b 県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、

A等級に格付されていること

- c 次のいずれかの者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている者
 - ・ 平成16年2月29日以前に国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講し、 平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている者
 - ・ 平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている 者で、監理技術者講習を受講した者
- (ウ) 建設業務のうち土木工事に当たる者
 - a 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業に係る建設業の許可を受けた者 であること
 - b 県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、 A等級に格付されていること
 - c 次のいずれかの者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者
 - ・ 平成16年2月29日以前に国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講し、 平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者
 - ・ 平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている 者で、監理技術者講習を受講した者
- (I) 建設業務のうち上記(イ)(ウ)以外の建設工事(建設業法第2条第1項に規定する工事) に当たる者
 - a 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた 者であること
 - b 県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、 電気工事及び管工事については、A等級に格付されていること
- (オ) 解体等業務に当たる者
 - a 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工 事業に係る許可を受けた者であること
 - b 県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・ 土工・コンクリート工事に係る認定を受けていること
- (加) 維持管理業務に当たる者
 - a 設備維持管理業務(修繕業務及び大規模修繕業務を除きます。)に当たる者 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:4設備保守管理) に搭載があること

「設備保守管理の細目」の9番から30番までのいずれかに搭載があればよいものとします。

- b 環境衛生管理・清掃業務に当たる者
 - ・ 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:4設備保守管理) に搭載があること

「設備保守管理の細目」の1番から8番までのいずれかに搭載があればよい ものとします。

- ・ 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:5 ねずみ・昆虫等 防除)に搭載があること
- ・ 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目:2清掃)に搭載が あること
- c 植栽外構等維持管理業務に当たる者
 - ・ 建設業法第3条第1項の規定に基づき、「造園工事業」に係る一般又は特定建設 業の許可を受けている者であること
 - ・ 静岡県建設工事競争入札参加資格「造園工事」の認定を受けている者
- (キ) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者
 - a 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた 者であること
 - b 県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること

ウ 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、一次審査の関係書類の提出期限日とします。また、一次審査の関係書類の提出日から落札者決定までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格となります。

3 - 5 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審査会においては、設計業務、建設業務、維持管理業務、事業範囲に含まれる各業務の 計画、資金調達計画等の提案内容及び入札価格を重視し、総合的に評価します。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行います。

アー次審査

参加資格等要件

提案の概要

イ 二次審査

・ 設計業務、建設業務、維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金 調達計画等の提案内容

• 入札価格

二次審査においては、必要によりヒアリングを実施する場合があります。

(3) 落札者の選定及び公表

県は、審査会の評価を受けて落札者を選定し、審査の結果及び評価を静岡県警察ホームページで公表します。

(4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、審査及び落札者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を静岡県警察ホームページで公表します。

3-6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出を受けた書類は返却しません。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

3-7 特別目的会社の設立等

本事業に係る選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は、商法(明治 32 年法律第 48 号)に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」といいます。)を設立するものとします。

この場合、県は、落札者と設計業務、建設業務、維持管理業務等及び事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPCと事業契約を締結します。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その 出資比率は全体の 50 パーセントを超えるものとします。また、応募グループの代表者の出資比 率は、出資者中最大となることとします。 また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の 事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うこ とはできません。

4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4-1 予想される責任及びリスクの分類と公民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業の実施に際して予想されるリスクに対する責任分担は、本事業における要求水準の適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指すものであることから、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表(案)」(資料3)によることとしますが、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行います。また、リスク分担の内容を変更等する場合は、実施方針に関する質問回答として静岡県警察ホームページで公表することとします。

なお、リスク分担の詳細については、入札説明書等で提示した上で、事業契約書で定めることとします。

(3) 保険

選定事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するもの とします。

4-2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書で提示します。

4-3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行することとします。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

4-4 県による事業の実施状況の監視

(1) 事業の実施状況の監視

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める 業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、事業の実施状況の監視(以下「モニタリング」といいます。)を行います。

選定事業者は、県がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとします。

(2) モニタリングの実施時期及び概要

ア 設計業務(基本設計、実施設計及び解体設計)時

県は、選定事業者によって行われた設計業務が、事業契約書に定める業務要求水準に 適合するものであるか否かについて確認を行います。

イ 建設業務時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行い、工事施工及び工事監理の状況について、定期的に県の確認を受けるものとします。

また、選定事業者は、県が要請した際は、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を受けるものとします。

ウ 工事完了・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けるものとします。この際、 県は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を 行います。

エ 既存施設の解体業務時

県は、選定事業者によって行われた解体業務が、事業契約書に定める業務要求水準に 適合するものであるか否かについて確認を行います。

オ 施設供用開始後(維持管理等の段階)

県は、施設供用開始後において、定期的に業務の実施状況を確認します。また、選定 事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、県に報告するこ ととします。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等で提示します。

(4) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書に定める業務要求水準が達成されていないことが判明

した場合は、支払額の減額措置又は修復勧告等の対象になります。なお、詳細については、 事業契約書(案)とともに「サービス購入費の支払いについての考え方」を示すこととし ます。

5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5-1 施設の立地条件

建設する施設

建設計画地	静岡市与一六丁目2番4及び2番6の一部(地目:宅地) (「位置図」(資料4)及び「案内図」(資料5)参照)
敷地面積	2番4 45,137.86㎡(実測) 2番6 6,393.41㎡(公有財産台帳上)
	合計 51,531.27㎡
前面道路	幅員約7m(市道与一衛門新田運転免許試験場線)
区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
防火指定	指定なし(建築基準法第22条指定区域内)
その他の地域・地区	指定なし
形態規制	・建ぺい率: 60%
	・容積率 : 200%

5-2 施設概要・施設規模

(1) 現況の施設(「敷地現況図」(資料6)参照)

庁舎	中部免許センタ	鉄筋コンクリート造 2階建て
	_	・学科試験室、待合室、事務室、倉庫、機械室、その他
	旧静岡県立厚生	鉄筋コンクリート造 3階建て2棟(うち1棟は一部4階建て)
	保育専門学校	・校舎
付属植	東	鉄骨造
		・車庫、自転車・原付倉庫、二輪採点塔、発着場、自転車・バ
		イク置場、その他
技能試験コース		約36,000㎡(四輪・二輪複合コース)
原付講習コース		約3,000㎡(技能試験コース内空きスペース利用)
交通安全広場		なし
駐車場		約70台

(2) 建設する施設 (「整備対象施設表」(資料7)及び「中部運転免許センター建設整備事業に 求めるもの」(資料8)参照)

庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造 ・学科試験室・各種講習室、聴聞室、待合室、事務室、倉庫、 機械室、食堂・売店、その他 ・延床面積 約8,200㎡
付属棟	構造については、提案による。 ・車庫、車両整備室、自転車・原付倉庫、二輪採点室、発着場、 技能試験待合室、自転車・バイク置場 ・延床面積 約1,900㎡
技能試験コース	約28,000㎡までの縮小が可能
原付講習コース	約2,000㎡
交通安全広場	約2,000㎡(新設)
駐車場	普通乗用自動車400台以上駐車可能

建設する施設の配置・階数は、民間事業者の提案によりますが、<u>延床面積は上記数値程度</u> としてください。

技能試験コースの改修については、下記モデルプラン2案と現状のまま改修・縮小しない案の3案から1案を選択することとし、提案は求めない予定です。

詳細については、要求水準書で示します。

なお、改修にあたっての実施設計・施工は選定事業者が実施することとします。

モデルプラン 「中部運転免許センター整備工程第1案」(資料9-1) 「中部運転免許センター整備工程第2案」(資料9-2)

工事期間中は、運転免許試験等の業務を中断できませんので、試験車両用車庫及び原付講習コース等の仮設が必要となる場合があります。

詳細は要求水準書に示します。

(3) 解体・撤去する施設

ア 中部免許センター

構造・階数	庁舎:鉄筋コンクリート造2階
	付属棟:鉄骨造平屋等
延床面積	庁舎:3,628.54 ㎡、付属棟:1,375.63 ㎡
	合計:5 , 0 0 4 . 17 ㎡

イ 旧静岡県立厚生保育専門学校

構造・階数	校舎:鉄筋コンクリート造3階建て2棟(うち1棟は一部4階)
	建て)
	付属棟:体育器具庫 等
延床面積	校舎:6,899.63㎡、付属棟:55.33㎡
	合計:6,954.96 m²

上記ア・イの施設の解体・撤去には、基礎及び基礎杭の撤去を含むものとし、基礎杭の仕様、本数等については、「要求水準書」で示すこととします。

旧静岡県立厚生保育専門学校校舎等の解体は、平成19年1月から可能となる予定です。

5-3 土地の取得に関する事項

本事業用地は、県有地です。

6 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 疑義が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

7-1 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、 その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

7-2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

県は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることがあります。選定事業者が当該修復期限までに修復することができなかったときは、県は、事業契約を解除することがあります。

なお、その他の対応方法については、事業契約書で定めます。

(2) 県の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難になった場合

県及び選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。一定の期間内 に協議が整わないときは、県又は選定事業者は、それぞれの相手方に事前に書面によりそ の旨の通知をすることにより、事業契約を解除することができるものとします。

7-3 金融機関(融資団)と県との協議

金融機関等と県との協議

事業の継続性を確保する目的で、県は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、「直接協定」 を締結することがあります。

直接協定…選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合、若しくは、困難と見込まれる場合、融資金融機関等が、管理者等によるPFI事業契約の解除権の行使を一定期間留保することを求め、PFI事業に関して有する担保権を利用して選定事業に対し介入(Step-in)することを可能にするための必要事項を規定する、管理者等と融資金融機関等との間で締結される契約(契約に関するガイドライン(平成15年6月23日)より)

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8-1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

8-2 財政上及び金融上の支援に関する事項

- ・ 選定事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、 県は選定事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとします。
- ・ 県は選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。
- ・ 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利 子融資、低利融資)の対象事業であり、応募者は、当該融資を利用することを前提と して提案することは可能ですが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、 県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。(なお、無利子融資制度は、 平成18年3月31日までの時限措置です。)
- ・ 本事業は、国庫補助の対象事業ではありません。

8-3 その他の支援に関する事項

県は、本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と事業者で協議する こととします。

9 その他本事業の実施に関し必要な事項

9-1 議会の議決

本事業の契約を締結するための債務負担行為の設定に関する議案については、平成 17 年 2 月静岡県議会定例会に提出する予定です。

本事業の契約締結に関する議案については、平成 18 年 2 月静岡県議会定例会に提出する予 定です。

9-2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、静岡県警察ホームページなどにより適宜行います。

9-3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

9-4 応募に伴う費用負担

民間事業者の応募にかかる費用は、すべて民間事業者の負担とします。

9-5 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

静岡県警察本部交通部運転免許課(中部免許センター内)

〒420-0949 静岡県静岡市与一六丁目16番1号

電話 054-272-2221 内線251・252

FAX 054-250-8375

e-mail 静岡県警察ホームページ上のメールフォーム

http://www.wbs.ne.jp/cmt/kenkei/mail.htm を利用してください。